

函 総 災

令和7年(2025年)8月29日

報道機関各位

函館市総務部災害対策課長

大間原発建設差止訴訟 第34回口頭弁論について

このことについて、下記のとおり第34回口頭弁論が行われますので、お知らせします。
また、今回提出した準備書面については、口頭弁論終了後にホームページに掲載します。

記

第34回口頭弁論

1 日 時 令和7年9月2日(火) 15:00

2 場 所 東京地裁103号法廷

3 内 容 訴訟代理人が、準備書面にに基づき補足説明を行う予定です。

提出書面

・函館市

準備書面(57) 審査基準において水蒸気爆発の脅威に対する規制および対策が欠落しており、大間原発の水蒸気爆発対策は不合理であることを主張するもの。

証拠説明書(56) 準備書面(57)に関する証拠を説明するもの。

・被告国

準備書面(28) 基準地震動のうち、震源を特定せず策定する地震動について、審査基準が不合理であるとする原告の主張に対して反論するもの。

証拠説明書(24) 準備書面(28)に関する証拠を説明するもの。

4 ホームページアドレス

※ 大間原発に係わる主な経過

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/>

総務部災害対策課 高木

0138-21-3677